

「介護」を社会全体で支えるための介護保険制度が始まって12年が経過し、「介護保険事業計画」も第5期目(平成24年度から平成26年度の期間)となりました。城陽市でも介護サービス基盤が充実してまいりました。一方、戦後生まれのいわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎えるなど、本市においても急速に高齢化が進展してきています。今回は、介護保険の現状についてお知らせします。

「住み慣れた地域で、誰もが安心して老後を過ごす」をまちづくりの目標として

平成24年度介護保険料

第1号被保険者(65歳以上の人)
(保険料額は、平成23年度と異なります)

第4期		第5期(平成24年度から平成26年度)				
段階	保険料額(年額:円)	段階	対象者	保険料率	保険料額(年額:円)	備考
第1段階	20,140	第1段階	・生活保護受給者 ・非課税世帯で、老齢福祉年金受給者	基準額×0.45	26,370	第4期料率0.45
第2段階	22,380	第2段階	・非課税世帯で、合計所得金額及び課税年金収入の合計額80万円以下	基準額×0.475	27,830	第4期料率0.5
第3段階	31,330	第3段階	・非課税世帯で、合計所得金額及び課税年金収入の合計額120万円以下	基準額×0.625	36,620	新設
第4段階	38,040	第4段階	・非課税世帯で、合計所得金額及び課税年金収入の合計額120万円超	基準額×0.7	41,010	第4期料率0.7
第5段階	44,750	第5段階	・課税世帯で本人非課税、合計所得金額及び課税年金収入の合計額80万円以下	基準額×0.85	49,800	第4期料率0.85
第6段階	50,350	第6段階	・課税世帯で本人非課税、合計所得金額及び課税年金収入の合計額80万円超	基準額	58,580	(月額:4,881)
第7段階	55,940	第7段階	・本人課税で、合計所得金額125万円以下	基準額×1.125	65,910	第4期料率1.125
第8段階	67,130	第8段階	・本人課税で、合計所得金額125万円超200万円未満	基準額×1.25	73,230	第4期料率1.25
第9段階	71,600	第9段階	・本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満	基準額×1.5	87,870	第4期料率1.5
第10段階	80,550	第10段階	・本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満	基準額×1.6	93,730	第4期料率1.6
第11段階	85,030	第11段階	・本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満	基準額×1.7	99,590	新設
第12段階	89,500	第12段階	・本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満	基準額×1.8	105,450	第4期料率1.8
		第13段階	・本人課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満	基準額×1.9	111,310	第4期料率1.9
		第14段階	・本人課税で、合計所得金額700万円以上800万円未満	基準額×2.0	117,160	第4期料率2.0
		第15段階	・本人課税で、合計所得金額800万円以上900万円未満	基準額×2.1	123,020	新設
		第16段階	・本人課税で、合計所得金額900万円以上1,000万円未満	基準額×2.2	128,880	新設
		第17段階	・本人課税で、合計所得金額1,000万円以上	基準額×2.3	134,740	新設

◎合計所得金額とは、年金・給与・事業などの所得をすべて合算したものです
◎年金から天引きの人は、すでに4月と6月の年金から、平成23年度の保険料を基準に納めていただいています。前半(4月、6月、8月)と後半(10月、12月、2月)のそれぞれの保険料の合計額をできるだけ均等にするため、8月の保険料額で調整します。そのため8月の保険料額は他の月に比べて大幅に増額することがあります
◎保険料は平成24年4月から平成25年3月までの1年間の金額です。日本年金機構などから送付される源泉徴収票は1月から12月までの金額のため、この保険料と金額が異なります

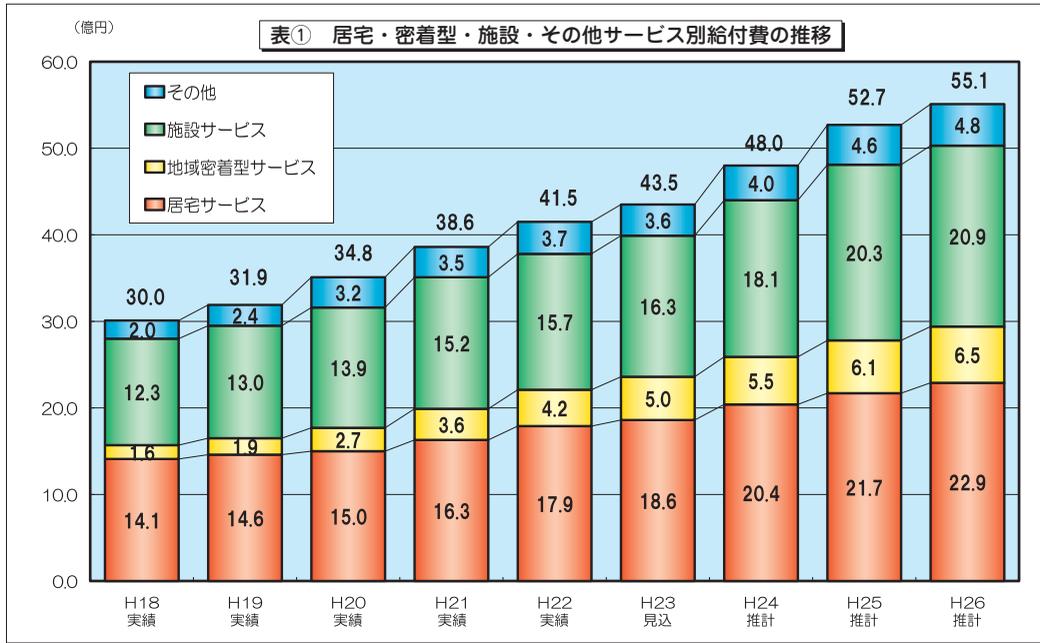
第5期 介護保険事業計画の策定について
市においては、急速な高齢化が進んでおり平成12年10月時点では13・8割(7人に1人)であった高齢化率(総人口に対する65歳以上人口の割合)が、平成23年10月では、24・7割(4人に1人)となっており、11年で10・9ポイントの大幅

な増加となっています。今後はこの状況がさらに進み平成26年10月には29・5割(3人に1人)となると見込んでいます。また、高齢化の進展に伴い、認定者数も増加していくと見込んでいます。この高齢化に対して介護予防を推進し、市民同士の支えあいを育成しながら適切な介護サービス(充実などを図り、医療、介護、予防、住まい、生

活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアの推進を図ります。**平成24年度からの介護保険料について**
市条例では、65歳以上の人の平成24年度より平成26年度の介護保険料を決定しました。課税状況や所得金額により17段階に区分し、第6段階の58,580円(年額)が基準

額となります。低所得者により配慮した段階設定を行うとともに、収入と負担を均衡化するため、これまでの12段階制から17段階制に改定しました。一方、第4期と比較して保険料が上昇します。その要因は、高齢化の進展に伴う要介護等認定者の増加、介護報酬の改定などにより介護給付費が増加することなどが、主な要因となります。

裏面表①の通り、第5期城陽市介護保険事業計画期間の3年間で約15億8千万円の介護給付費が必要と見込んでおり、その費用の約25割(約39億円)を65歳以上の人の保険料でまかなう必要があります。詳しくは、ホームページの「第5期城陽市介護保険事業計画」をご覧ください。

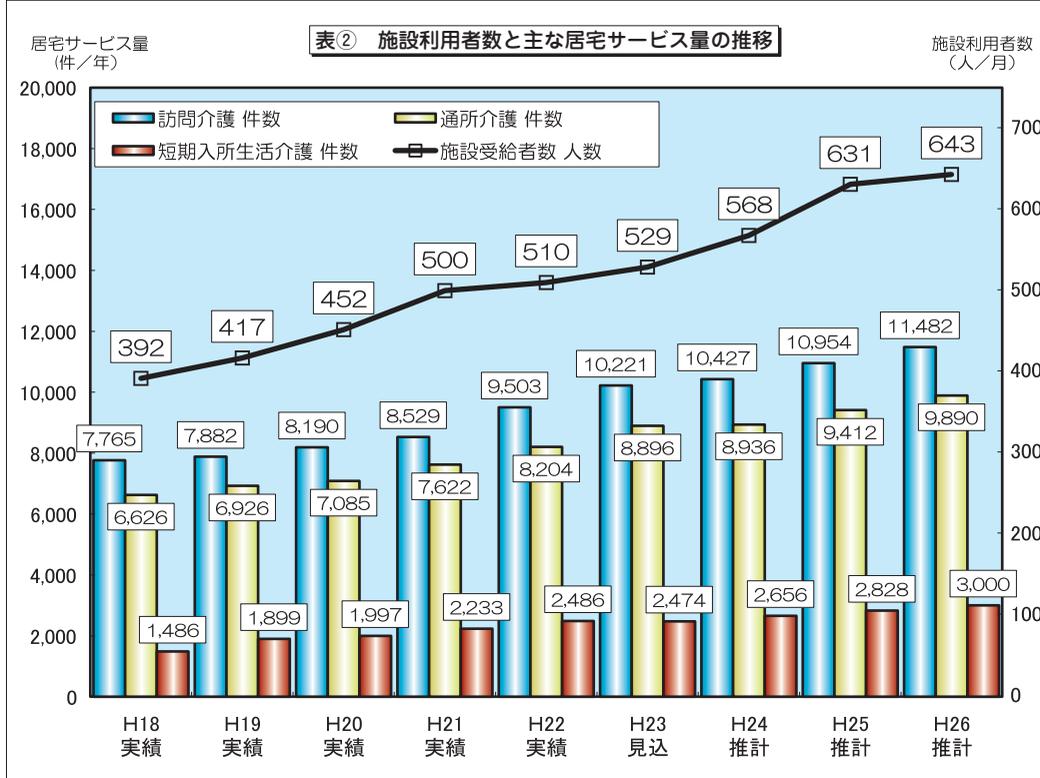


居宅・地域密着型・施設・その他サービス別給付費の推移 表①

給付費は、認定者数の増加やサービス基盤の整備などにより、安定した伸びを示しています。

平成23年度の決算見込みでは、施設サービスが16億3千万円、地域密着型サービスが5億円、居宅サービスで18億6千万円となっています。

今後、本年秋頃開所予定の特別養護老人ホームの増床(80床)により施設サービス費が伸び、地域密着型サービス費も認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所



施設利用者数と主な居宅サービス量の推移 表②

介護を計画内で整備を予定しているため安定して伸びていく見込みです。また、居宅サービスは、認定者数の伸びに比例して増加していく見込みです。

第5期介護保険事業計画の3年間で合計約15億8千万円の給付費が必要と見込んでいます。

サービスの利用者数等は給付費と同じく、認定者数の増加や特別養護老人ホームの増床などにより、安定した伸びを示しています。

平成23年度の決算見込みでは、年間訪問介護が10,221件、通所介護が8,896件、短期入所生活介護が2,474件となり、施設受給者は529人となっています。今後、給付費と同様に利用者数等も増加していく見込みです。

まちづくり出前講座について

市では、まちづくり出前講座を行っています。高齢介護課に関しては、「高齢者福祉施策について」「介護認定について」「介護保険サービスを利用するとき」「認知症サポーター養成講座」の4つの講座を実施しています。お申込み・お問合せは市民活動支援課まで。☎(56)4001

表③ 地域密着型サービス事業所の整備状況

日常生活圏域(中学校区ごと)	認知症デイサービス	認知症高齢者グループホーム	小規模多機能型居宅介護
北城陽中 圏域		ひだまり浜道裏	久津川ワイティール
東城陽中 圏域	東部デイサービスセンター	ひだまり銀治塚	どんぐりの家
城陽中 圏域	リエゾン萌木の村	H24整備予定	リエゾン萌木の村
西城陽中 圏域		ゆうあい寺田	ゆうあいの家
南城陽中 圏域		まごころ城陽、友愛、梅林園	まごころ城陽

保険料の減免や負担軽減制度

介護保険料の減免

市では、保険料減免の制度を設けています。保険料段階が第3段階・第4段階の人で年間収入120万円以下、預貯金350万円以下、課税者の扶養を受けていないなどの条件があります。

また、災害で家屋に1割以上の損害を受けたり、入院や失業などが原因で世帯収入が著しく減った場合などの保険料減免の制度もあります。

食費・居住費(滞在費)の軽減 表④参照

介護保険3施設(特養、老健、療養型)への入所(院)やショートステイを利用する場合、食費や居住費(滞在費)は原則自己負担となり、施設が定めた金額を支払いますが、市民税非課税世帯の人には食費や居住費を軽減する制度があります。

社会福祉法人等による利用者負担軽減

社会福祉法人等が提供する介護保険サービスで、対象者に、自己負担分(1割の自己負担と食費・居住費)の25%を社会福祉法人が軽減する制度です。

対象者 次の①～⑤すべてに該当する人など。

①市民税非課税世帯である ②年間収入が1世帯1人の場合150万円以下である ③市民税を課税されている人の扶養家族になっていない ④世帯の現金や預貯金の額が350万円以下である ⑤介護保険料を滞納していない

高額介護サービス費 表④参照

介護保険サービスを利用した場合、1割の自己負担が発生します。自己負担が一定の金額を超えるとその超えた分をお返しします。初めて該当する人には市から通知します。

表④ 介護サービスを利用した場合の自己負担 (施設に入所した場合や、ショートステイを利用した場合)

利用者負担段階	高額介護サービス費の上限(月額)	食費(日額)	居住費(日額)					
			ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室		多床室	
					特養	老健・療養型		
第1段階	生活保護受給者 市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	個人 15,000円 世帯 15,000円	300円	820円	490円	320円	490円	0円
第2段階	市民税非課税世帯で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の人	個人 15,000円 世帯 24,600円	390円	820円	490円	420円	490円	320円
第3段階	市民税非課税世帯で利用者負担第2段階以外の人	世帯 24,600円	650円	1,310円	1,310円	820円	1,310円	320円
第4段階	市民税課税世帯の人	世帯 37,200円	各施設などが決めた金額を払います					

高額医療合算介護サービス費

介護サービス費と医療費はそれぞれ自己負担額の軽減制度があります。それらの軽減制度を利用してなお残る1年間(8月～翌年7月)の自己負担額の合算額が、一定額を超えた場合は、超えた分をお返しします。国民健康保険、後期高齢者医療保険の加入者で、該当する人には勧奨通知が送付されます。

保険料の減免や各負担軽減制度が適用されるには申請が必要です。各制度に関する手続きの方法や該当基準など、詳しくは高齢介護課へお問い合わせください。☎(56)4043